

教育と民主主義と侮蔑

八 木 三 男

はじめに

○三年、岐阜社会保険事務局が生活情報誌『月間ブラザ』など三誌に、年金保険未納者を「妖怪」にたとえる記事を掲載したことがあった。「年金保険料を収めていないとこうなるかも」といって、漫画の絵入りで「大泣きジジイ」「ぬけがけばばあ」「セビるまん」などと書いた。社会保険事務局は若者に制度を理解してもらうためと弁解したが、関係団体の抗議で記事を全面撤回し、謝罪した。

保険料未納という現に弱者である国民や市民を妖怪に譬えただけでなく、全体の奉仕者であるべき公務員が、国民を「じじい」「ばばあ」呼ばわりもひどすぎる。

新聞の記事だったと思う。ある流通業界の支店のある日の朝礼で、三人の男女が大勢の社員の前で、顔を惨めさでゆがめながら「足手まといの唄」を歌わされていた。その支店では、変え唄で「足手まといの唄」をつくり、目標が達成できなかった個人やグループに叱咤激励の意味で罰を与えることになっていたというのだ。その後労組の抗議で取りやめたらしい。

わたくしがむかし高校の職場で見聞したことだ。ひとりの生徒が教室で悪さをして先生にしかられ、わざわざ教務室まで謝りにきたときのこと。恐縮してひたすら詫びていた生徒のいい分をその教師は薄ら笑いを浮かべながらしばらく聞いていたが、生徒に教務室前の冷たく硬いコンクリート廊下で正座するように冷然といひ放った。

以上のような、少しばかり力がある方が弱いほうに向かつて恣意的にその力を振るい、あからさまにその人格を侮蔑する姿は、たとえば、魯迅の『阿Q正伝』の「阿Q」が、村の権力者からいじめられると、その腹いせに女、子どもを痛めつけたように、人類普遍の原理のように見える。

しかし、上記の例は「阿Q」とは異なり、公的あるいは半ば公的な権力が制度的に逃げ隠れできない弱い立場の人間を痛めつけ、尊厳ある人格を侮蔑しているものである。最近小泉首相もひどいことをした。ひとりの女子高校生が自分ひとりで集めた五千人にものぼるイラクに派兵しないでくださいという署名簿をそえて首相あてに内閣府に請願したところ、その請願書も見ずに、「国際政治の複雑さ（派兵の正当性のこと）を先

生は教えるべきだ」といい放った。これは少女に対する説明責任どころか、彼女の正当な請願権を侮蔑しただけでなく、最高権力者が不用意に教育内容に介入する姿である。

侮蔑的言辭を撒き散らすのは石原慎太郎できわまる。「知的障害者に人格はあるのか」「あの政党はハイエナ」「閉経したばばあ」「シナ人」「第三国人」等のほかに好戦的・侵略的言辭。精確にそれらの言辭を用いる気もないが、ヒトラーが撒き散らした悪罵に非常に似ている。ワイマール体制の政党はみな「ハイエナ」であり「娼婦のヒモ」である。女性に対する激しい蔑視、ユダヤ人に対する無数の罵詈雑言は例示できないほどだ。

一、教育を侮蔑する

ヒトラーは第二次大戦中の一九四二年に総統本官における「卓上語録」のなかで、国民学校（小学校）教員をあからさまに侮蔑してつぎのようにいった。「……自分の力で何かをなしとげ創造する力を自分のなかに感じられるような人間は、教員、すくなくとも国民学校教員にはならない。……国民学校教員の精神的所産

とやらを読んでも、かれらの政治的見解とかを聞いても、彼らの苦勞とかを見て、彼らがまったく愚かで独立心のない精神的プロレタリアートであることを改めて確認するだけだ。……もしそれでも彼らが不遜にも、国家から充分給与を受けていないと思ひ込んでいるようならば、わが国防軍の曹長のほうが、彼らよりもずっと優れた教育活動をおこなっていると、反論してやる。少年少女にABCを教えこむなどは、だれにもできることなのである」(R・ベリング『歴史のなかの教師たち』望田幸男他訳、ミネルウェア書房、一九八七年、一五八ページ)。

これはすでに教育学的にどうのという問題ではない。一国の独裁者としての首相が小学校教員の教育の専門性のみならず全人格を否定し、近代的に体系化されてきた基礎教育としての小学校教育そのものを侮蔑しているのである。実際にヒトラー独裁下のドイツの学校教育は教員養成をはじめ、教育内容もすべて破壊しつくされた。

ヒトラーの『わが闘争』は二巻から成るが、彼は下巻第二章の「国家」の項の大部分を教育にあてた。それは繰り返しナチ・イデオログや教育政策者に援用

された。彼の教育観すなはち「民族国家の教育原則」はアーリア人種による世界支配のための人種主義と社会ダーウィン主義である。一貫しているのはアカデミックな教育に対する反感と知識人に対する軽蔑と嫌悪であった。

彼の「教育原則」の第一は真に健康な身体の訓育・向上であり、その中から「人的資源」としてのアーリア的エリートが選別される。悪質な遺伝や病氣をもつものは除去あるいは絶滅される。第二に忠誠、責任感、意志力、決断力等の精神的諸能力の育成がつづき、最後によりやく学問的修練がくる。そして、「愛国的教育の最終かつ最高学府」が軍隊ということになるのである。

実際に彼は倦むことなく知的教育の有害性を強調した。彼は権力を握る直前、一九三二年に次のように発言している。「一般教養というのは、自由主義が自己破壊のために発明したもっとも溶解力の強い破滅的な毒素なのだ。……教育の完全な自由は、エリートと、エリートが特に許した者だけの特権なのだ。知的活動のすべては、不断の淘汰と統制のもとにおかれねばならない。知識は人生の補助手段だが、人生の意義では

ない。だからわれわれは最低身分の広範な大衆には、文盲という恩恵をほどこしてやることになるだろう」

「H・P・プロイエル『ナチ・ドイツ清濁な帝国』、大島かおり訳、人文書院、一九八六年、一一八ページ」

参考までにいえば、ヒトラーの言説とちようど同じ三二年に、ヨーロッパ文化論の碩学E・R・クルティウスは『危機に立つドイツ精神』（南大隆振一訳、みすず書房、一九八七年、一三ページ）のなかで、「知性は性格にとって危険なもの」とするような「政治的動機をもつ文化憎悪」や「教養解体」を激しく批判した。

教養は一定の経済的な生活空間があつてはじめて自由の可能性、発展の可能性をもつのであつて、シュプレヒコールと突撃隊の時代にはファウストとヴィルヘルム・マイスターはその権利を失ひ、彼らは上から強制される思想のまえに後退せざるを得ない。「精神文化の自主性を否定することは、すべてのナショナリズムの本質のなかに潜んでいる」のだ。

二、「東京型『教育改革』に未来はあるか」

〇三年七月号の雑誌『世界』（岩波書店）が「東京型『教育改革』に未来はあるか」という興味深い特集を

した。

公立学校に人事考課制度や階層性を強める主幹制度を導入したり、学区制を廃止し、学校選択の自由を拡大する等の一連の東京都の公立学校改革は、一九九〇年代にアメリカやイギリスなどで行われた行政改革である「新しい行政経営」（New Public Management: NPM）にそっくりだという（進藤兵論文）。

以下の叙述は進藤論文を参照した。

石原知事の一期目の〇一年一月、東京都教育委員会が「教育目標」と「基本方針」を全面改訂した。「教育目標」では、「人間尊重の精神を基調」「普遍的でしかも個性豊かな文化の創造」という教育基本法に基づく文言が削除されて、「道徳心」「規範意識のある人間」という言葉が入り、「基本方針」では「日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して」という文言が削られ、「社会生活の基本的ルールを身に付ける」、「心の教育を充実する」、「国際社会に生きる日本人を育成する」等の言葉が入る。さらに、「都民感覚と経営感覚をより重視して」「効率的で透明性の高い学校経営への改革を進める」のだという。

なんのことはない。教育基本法の精神を否定して、教育内容を右翼的に再編成したうえで、学校経営に民間企業の手法を取り入れるということである。その中心に「国旗・国歌の課題の解決なくして、学校経営の正常化は図れない」という方針をおいている。都教委は〇三年十月、日の丸掲揚場所、君が代斉唱について詳細な実施指針を小中高校に示し、クルティウスがいう「精神の自主性」を否定した。教育基本法を公然と否定すれば、さしあたっては以下の叙述のような教育になるということだろう。

日本型「新しい行政経営」(NPM)は、総務省の『新たな行政マネージメントの実現に向けて』(〇二年五月)に拠っている。八〇年代の行政改革が国営企業の民営化を考えたのに対して、企業的な政府を目指すものである。学校に民間企業型の経営手法を取り入れて、学校を相互に競争させ、企業トップによる経営戦略の策定→業績測定→評価に基づく予算の重点配分といったマネージメントサイクルを設定する。

教育におけるこの手法はすでに国立大学の独立行政法人化に見られるが、東京都はこの手法を公立学校教育に全面的に先取りした。

職員会議の補助機関化、職階制をいっそう重層化する

主幹制度の新設は本庁(企業トップ)による上からの指導をうけた校長によるトップダウン運営の強化である。人事考課制度は(企業)目標による管理と(企業)業績評価によって賃金を差別化する一般教員支配であり、さらに選別された不適格指導力不足教員が異議を申し立てる制度的保障のない(企業)業績主義である。都立高校の学区制廃止はむろん競争原理の無制約的な導入である。このような文脈のなかで、全国の市長の有志でつくる「提言・実施市長会」による教育委員会の廃止、教員人事権の首長への移管等の提言(『日本経済新聞』〇三年五月一七日)がでてくるのであろう。一般行政による教育の支配と教育行政の独自性の崩壊である。

ここで当然、一人ひとり個性をもった生身の児童や生徒の知的発達や人格の陶冶を担い、卒業後の生徒の可能性まで視野におさめる客観的評価がむづかしい学校教育活動が、企業の効率主義的業績主義(目に見える売上、利益)になじまないという問題がでてくる。この小文冒頭の流通業の支店のようになら困る。

もうひとつ書き足しておきたいことがある。『世界』の特集で校長等へのインタビューをまとめた「浦野東洋一論文」に気になる記事があった。

『日本経済新聞』からの引用として、公立小・中学校の学区制の撤廃（学校選択の自由）で有名になった品川

区の若月秀夫教育長の発言を紹介している。「経験では日本の校長はろくでもない人間ばかりにみえる。：

…校長になるのは自分の教育思想を実現する手段のはずなのに、最近では校長になること自体が目的だ……唯々諸々と定年まで過ごす、たるんだ管理職をたたき直すため選択制を突きつけた」「どんな教師論、教育観だろうと品川で教職につく以上、取り組まざるを得ないような仕組みを考えた。それが学校選択制だ」。

ずいぶん乱暴で支離滅裂な議論である。校長がしっかりさえすれば現在の学校も大分よくなるだろうとわたくしも思うが、ここではたんにすべての教育活動を学校選択制に合せてやれといっているに過ぎない。そこには子どもも親もいないようだ。あるのは学校や教師に対する根強い敵意と不信である。

そこででてくるのが企業で鍛えられ、しかし教職経験もなく、むろん教職免許もない企業人を校長に採用すれば、うまくいくかもしれないという発想である。したがって、NPMの発想なるものは、第二章で紹介したヒトラーがいう「曹長」を「企業人」に置き換え、

「軍隊」を「企業」に置き換えたようなものだろう。日本の教育に対する激しい侮蔑である。

三、自殺した「民間人校長」

○三年三月九日、広島県尾道市高須小中学校の校長が自殺した。広島銀行東京支店の副支店長から一年まえに転職したいわゆる「民間人校長」である。その詳細な顛末となにが彼を死に追いやったかを分析したのが、前掲の『世界』に載った野田正彰の論考である。委細はそれに拠りたいが、行論の範囲で紹介しよう。

①「企業における組織運営に関する経験や能力等で……学校教育を活性化することを目的」（県教委報告書）に彼を呼び込みながら、校長の自立した学校経営をまったく認めなかったこと。たとえば、校舎の使用許可すら市教委の権限で、校長権限ではなかった。

②二日間だけの研修を受けて校長になり、教育用語も学校文化もまったくわからない彼が、教員から質問や批判があれば「素人だからわからない」と答えるしかなかった。何も知らない校長を補佐する教頭は過労のはてに脳内出血で倒れ、代わりにきた教頭も心筋梗塞で倒れた。校長は「抑うつ状態」になった。教員は

次第に質問をしなくなった。

③市教委は、診断書が提出され、車で九〇分かかる通勤距離の問題もあって、休ませてほしいといっても、「民間人校長に休まれては困る」と思ったのである、頑張るよう説得した。

「野田論文」は次のような事実も報告している。県教委が自殺の理由のひとつにあげた、日の丸・君が代をめぐる教員との対立についての校長の悩みは事実としてなかった。それを事実あったかのように装うために、驚くことに前任の校長を文書訓告した。「校長権限が制約され、適切な校務運営組織が整備されていなかった」のは、前任校長の責任であり、自殺した校長の学校運営に支障をきたす一因になった。

わたくしの結論はこうだ。かりに企業の「曹長」や「下級将校」を学校に送っても、通常の府県では、文科省―教委―学校という強固な伝統的な支配体制が貫徹するなかで、目に見えた（企業の業績主義的）成果を上げるように督促され、ダメなら使い捨てにされる。ただし、東京の場合のようにNPMがドラスチックな形で貫徹される場合は、また異なった結果が生まれるかもしれない。

四、ILO・ユネスコはこの事態を

どう見たか

以上の叙述のなかに一貫して流れているのは、教師の専門性、単純に数量化したり効率で推しはかったりできない子どもや学力や人格の陶冶を主任務にする教師の活動や学校教育の特殊性と重要性に対する無視あるいは侮蔑である。

とくに、教員の地位についてはすでに明確な国際的基準がある。一九六六年にユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」である。これは条約とは異なり、強制力はないが、そこには「人間の開発および現代社会の発展への教員の貢献の重要性を認識し、教員がその役割にふさわしい地位を享受することを保障する」よう詳細な問題提起がされている。

全日本教職員組合（全教）が指導力不足教員評価制度や人事考課制度の導入と運用について当局が教員組合と協議していないと申し立てたのに対して、昨年、ILO・ユネスコ共同専門家委員会（CEART）は日本政府の見解を検討したうえで、上記について「教員の地位に関する勧告」に基づいた詳細な討議経緯を付した

見解と勧告を寄せた。委細は本書掲載の資料を参照されたい。

概略を示せば以下のようなものである。

①指導力不足教員問題について、日本政府が「地方公共団体の管理・運営に関する事項に該当し」「交渉の対象にならない」としているのに対して、CEARTは次のように反論した。「教員の地位に関する勧告」は当局が「教育政策……教育事業の新しい発展等の問題については教員団体と協議し……定期的にそれを運用しなければならない」としている。それは「交渉」のレベルではなく「協議」でなければならない。

CEARTはさらに次のような見解を示した。

指導力不足教員の認定申請を検討するについて適性手続きデュープロセスが十分ではない。いかなる段階にしる当該教員が不服を申し立てる権利が保障されなければならない。

評価のプロセスや結果が本人に開示されないのは不当である。「勧告」はいかなる形であれ教員の仕事を直接評価することが必要な場合、その評価は客観的なものでなければならず、その内容は教員本人に知らされなくてはならないと規定している。

②人事考課制度(新しい勤務評定の導入について、文

部科学省が「優れた業績をあげている教員が適切に認められ、その評価結果が給与を含む処遇に適切に反映されること」が望ましいといいながら、この新しい勤務評定が給与決定を目的にしていまいとするのには当惑を覚える。内容にも問題が多い。

I「勧告」が予定している教員団体との十分な協議の過程を欠いている。

II重大な影響をもたらす主観的評価が行われることが明らかである。

III教員が行われた評価の詳細とその根拠を知る権利を与えられていない。

IV評価自体に関する審査または不服申し立ての明確な権利がまったく存在しない。

概略は以上だが、最後にILO・ユネスコ共同専門家委員会(CEART)は次のように新たに「勧告」した。事実に関する争いが解決していない現時点では、これ以上言及するのは不適切だが、日本政府と全教が「教員の地位に関する勧告」が遵守されていない領域について建設的な対応を行うために対話することを双方に要求する。今後の展開についての情報をつねにCEARTに提供するように要求する。

五、教員の専門性が問われている

以上のことから、石原知事のもとで東京都が導入した民間企業の手法を取り入れた「新しい行政経営」(New Public Management: NPM)まがいの教育改革が、教育基本法の理念を排除しただけでなく、具体的に教員の権利をも侵害していることが明らかに became した。

国連が教育への権利保障に関連する数多くの問題提起をしてきたのは、それが地球上のすべての人の権利であると同時に、一人ひとりの人間のあらゆる段階、つまり生涯にわたる権利であるからだ。とりわけ専門職としての教師の権利は子どもの教育への権利問題と直接関わるために、特に重視される。

国連が権利問題を重視するのには特別の意味がある。少数民族や社会的弱者一人ひとりの人格の尊厳に関わるだけでなく、人権の発展が民主主義の基礎になるとともに、国連が希求する最大の価値としての国際的平和の基礎になるという認識である。世界人権宣言(一九四八年、国連第三回総会採択)の前文が「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのでき

ない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と高らかに謳う。権利侵害が紛争を起こし、紛争が人々の平和に生きる権利を侵害する。

ヒトラーがユダヤ人やシンティ、ロマツプシーや障害者を大虐殺して、世界を侵略し、石原が排外主義をおおって、弱者や教育を侮蔑する。小泉がイラクに派兵したのと高校生の請願権を侮蔑したのとは深く連関するのだ。

このようにして教育が権力によって恣意的に改造されていくなかで、最も問われているひとつが教員の専門性だろう。しかし、これは大問題であるが、紙幅の都合で他日を期すばかりはない。少しだけふれて、稿を閉じようと思う。

その専門性の内実は教育環境が複雑になればなるほど多岐にわたらざるを得ない。学問的探究心を基礎にした教科の専門性だけでなく、子どもの心理や発達論の学習。子ども・親・地域の参加を中心に組織された学校論や学校経営、子どもの権利条約をはじめとする教育や環境問題等の国際的基準と国内保護法規である少年法、児童福祉法等の学習など。しかし、以上は一

人でカバーできない問題も多いから、学校全体で学習を分担する、講師を招聘するなどの工夫が必要になるだろう。

これら教員の自主性にもとづく専門性の発展を日常的かつ組織的に保障するのは職能団体としての教員組合でなければならない。どの調査でも教師の要求として、教師はみな教材研究・子どもとの接触・自主的研究の三点をあげる。教師はこの三点には多忙感がないという。教師の可能性である。研究機能ももっている教員組合が日常活動の重点の重要なひとつをここに移す必要があるのではないかと思う。それを基礎に、教師が子ども、親、地域とその専門性を通じて連帯することができ。専門性ぬきの連帯はあり得ない。職能的側面を強く打ちだすことによって教員組合もその地位を地域で確立することができるのではないか。労働条件や教育条件整備のための闘いにもこの観点を貫く必要がある。

(やぎ みつお・にいがた県民教育研究所所長)

